

5月1日から

戸籍窓口で「本人確認」 運転免許証やパスポートなどの持参を



近年、本人の知らない間に虚偽の戸籍届出や、住所移動がなされるといふ事件が全国的に発生しています。
市では、このような事件の防止と個人情報保護のため、5月1日から住民票の写しや戸籍に関する証明書などの請求時に請求者の本人確認を行います。
これらの届出の際には、運転免許証やパスポートなど官公署で発行した顔写真入りの身分証明書などをお持ちください。
問い合わせ 市民課住民係（内線141）

本人確認の対象となる証明	
住民票関係	住民票、附票など
戸籍関係	戸籍謄本、戸籍抄本など

確認させていただく身分証明書

運転免許証やパスポート、写真付き住民基本台帳カードなど官公署が発行している顔写真入りの証明書
健康保険被保険者証や年金証書、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、写真なしの住民基本台帳カードなど法令に基づき発行された書類

の場合は1点、 の場合は2点以上の提示をお願いします

各種証明を請求できる方

住民票関係の場合 = 本人または同一世帯の者

戸籍関係の場合 = 本人または戸籍に記載されている方、配偶者、直系の親族

上記以外の方が請求する場合は委任状と詳細な請求理由が必要です

主な内容			
文化の窓	2 ~ 3	医療情報トピックス	9
スポーツ情報	4 ~ 5	健康ガイド	10 ~ 11
子育てのひろば	6 ~ 7	お知らせ・5月の相談	12 ~ 19
月刊eニュース	8	えなっこチャンネル5月	20